

# 押印等見直しの基本的考え方

宮 城 県

## 第1 目的

国では、新型コロナウイルス感染症拡大への対応を契機としてデジタル・ガバメント推進の取組の端緒となる押印・書面規制・対面規制（以下「押印等」という）の見直しが進められており、令和2年7月には総務省から、12月には内閣府から通知が発出された。

このことから、本県においても、国からの通知等を参考に行政手続のデジタル化や書面等の簡素化による県民の利便性向上や庁内業務の効率化を目的として、押印等見直しの基本的な考え方を示すものである。

## 第2 本県の押印等の状況

- (1) 調査対象 警察本部を除く全部局が行っている申請，会計，庁内における手続き
- (2) 調査期間 令和2年11月27日から12月25日まで
- (3) 調査結果

	申請, 届出	契約, 会計	その他	庁内手続き	合計
手続数	5,501	359	531	712	7,103
うち押印を求めている手続	4,638	239	419	557	5,853
うち押印廃止可(※)	3,245	52	178	198	3,673

※各部署からの申し出ベース。精査により変動する可能性あり。

## 第3 見直しの基本的考え方

### 1 押印の見直し

#### (1) 国法令等に基づく事務手続

イ 国の権限で見直しが行われる事務手続

様式等が国の法令等で定められている場合はそれに従う。

ロ 県の権限で見直しが可能な事務手続

様式等を県条例等で定めている場合は、国のガイドライン（法令等の改正通知等）をもとに、条例等の改正など対応する。

#### (2) 県独自の事務手続

イ 条例等に押印の根拠があるもの以外は押印を不要とする。

ロ 条例等に根拠があるものについても、以下の観点から個別の事務手続について押印の必要性を検証する。

①押印の種類として、印鑑証明がある登記印、金融機関への登録印を求める必要性があるなど特段の事情がない場合は、押印を不要とする。

②協定書など権利や義務を規定する書面への押印については、書面への押印の意義を検証し、存廃を検討する。

### (3) 本人確認

押印見直しに伴い、本人確認が必要な場合は、以下のような例を参考に行う。

①事前に登録された電子メールからの提出

②事前に登録したID／パスワード方式による認証

③本人であることを確認するための書類のコピーや写真の添付

④電子署名

⑤マイナポータルの活用

### (4) スケジュール

国法令等に基づく手続は、国の取扱いに準じて令和3年度末までに見直しを行う。

県独自の事務手続は、各所属間で取扱いに大きな差異が生じないように、庁内で部局横断的に調整を図りながら、令和3年度末までに具体的な見直しを行う。

## 2 書面、対面の見直し

書面、対面の見直しについては、今後の国の取組等を踏まえ、国から地方公共団体に対して見直しマニュアルが示される予定であることから、書面、対面見直しについての基本的な考え方は、その際に具体的には検討することとする。

なお、その間にあっても、提出を求めることの意義が薄い書面の廃止や、押印不要とした事務手続のオンライン化を行うこと、また、対面についても適正な事務の執行上の観点で改めてその必要性を検討し、必要性が低い場合に見直しを行うことを妨げるものではない。

## 第4 留意事項

今回の押印等の見直しは、県民の利便性向上や庁内業務の効率化を目的とするものであり、押印等の廃止により、利便性の低下や事務の煩雑化を招くことのないよう、また、適正な事務処理に問題が生じることのないようにすすめていく。併せて、市町村や民間事業者などの関係者とも十分に協議し、混乱が生じないように進めていく。